4　仙台空港事務所、福岡空港事務所及び鹿児島空港事務所の管制保安部は、前各項に規定するもののほか、成田空港事務所の管制保安部は、第一項及び第二項に規定するもののほか、新千歳空港事務所の管制保安部は、第一項に規定するもののほか、次条各号に掲げる事務をつかさどる。

5　鹿児島空港事務所の管制保安部は、前各項に規定するもののほか、東京空港事務所及び那覇空港事務所の管制保安部は、第一項から第三項までに規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一　着陸帯、誘導路、エプロン及びランプの運用に関すること。

二　空港等の保安に関すること（土木施設、建築施設及び電気施設（航空保安無線施設、航空通信施設、レーダー及び管制情報処理システム施設を除く。）に関する保守に関するものを除く。）。

6　仙台空港事務所の管制保安部は、第一項から第四項までに規定するもののほか、東京空港事務所の管制保安部は、第一項から第三項まで及び前項に規定するもののほか、成田空港事務所の管制保安部は、第一項、第二項及び第四項に規定するもののほか、国際航空通信施設の工事及び保守に関する事務をつかさどる。

7　大阪空港事務所の管制保安部は、第一項及び第二項に規定するもののほか、次条第一号及び第四号に掲げる事務をつかさどる。

8　那覇空港事務所の管制保安部は、第一項から第三項まで及び第五項に規定するもののほか、着陸誘導管制業務に関する事務をつかさどる。

（総務部に置く課等）

第四十六条　総務部に、次に掲げる課を置く。

総務課

会計課（成田空港事務所を除く。）

運用調整課（新千歳空港事務所、福岡空港事務所及び那覇空港事務所に限る。）

空港振興課（東京空港事務所に限る。）

地域調整課（成田空港事務所に限る。）

環境・地域振興課（東京空港事務所及び福岡空港事務所に限る。）

航空保安防災課（鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所に限る。）

2　前項に掲げる課のほか、総務部に広報企画調整官（東京空港事務所に限る。）及び地域調整官（仙台空港事務所、東京空港事務所及び大阪空港事務所に限る。）それぞれ一人を置く。

（広報企画調整官の職務）

第五十三条　広報企画調整官は、命を受けて、広報に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（地域調整官の職務）

第五十三条の二　（略）

5　鹿児島空港事務所の管制保安部は、前各項に規定するもののほか、仙台空港事務所及び福岡空港事務所の管制保安部は、第一項から第三項までに規定するもののほか、成田空港事務所の管制保安部は、第一項及び第二項に規定するもののほか、次条各号に掲げる事務をつかさどる。

（新設）

6　仙台空港事務所の管制保安部は、第一項から第三項まで及び前項に規定するもののほか、東京空港事務所の管制保安部は、第一項から第四項までに規定するもののほか、成田空港事務所の管制保安部は、第一項、第二項及び前項に規定するもののほか、国際航空通信施設の工事及び保守に関する事務をつかさどる。

7　大阪空港事務所の管制保安部は、第一項及び第二項に規定するもののほか、次条第一号及び第四号（航空衛星センターの所掌に属するものを除く。）に掲げる事務をつかさどる。

8　那覇空港事務所の管制保安部は、第一項から第四項までに規定するもののほか、着陸誘導管制業務に関する事務をつかさどる。

（総務部に置く課等）

第四十六条　総務部に、次に掲げる課を置く。

総務課

会計課（成田空港事務所を除く。）

運用調整課（福岡空港事務所及び那覇空港事務所に限る。）

空港振興課（東京空港事務所に限る。）

地域調整課（成田空港事務所に限る。）

環境・地域振興課（東京空港事務所及び福岡空港事務所に限る。）

航空保安防災課（新千歳空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所に限る。）

2　前項に掲げる課のほか、総務部に地域調整官（仙台空港事務所、東京空港事務所及び大阪空港事務所に限る。）一人を置く。

（新設）

（地域調整官の職務）

第五十三条　（略）